

令和6年度第2回山口県日本海海区
漁業調整委員会議事録

令和6年9月24日

山口県日本海海区漁業調整委員会

令和6年度第2回山口県日本海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和6年9月24日（火） 午後1時22分～
- 2 開催場所 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濱本 幾男
- 4 開催通知を
発した日 令和6年9月12日（木）
- 5 通知した項目
 - (1) 議題
 - 第1号議案 区画漁業の免許について（諮問）
 - 第2号議案 小型機船底びき網手繰第二種（えびこぎ網）漁業【油谷湾許容海域】
の許可の条件の変更について（協議）
 - (2) その他（報告事項）
 - ア 令和6年度響灘における山口・福岡両県漁業者交流会の結果について
- 6 出席者
(委員：13名)
濱本 幾男、中島 均、森澄 一實、近本 佐知子、藤田 昭夫、若林 敏江、
南野 市治、仁保 宣誠、西島 正明、佃 幸治、水津 克紀、濱谷 正、宇都
宮 康彦
(県及び事務局)
水産振興課
漁業調整取締班
主査 吉中 強
主査 枝廣 直樹
主査 神尾 豊
下関水産振興局
萩・長門農林水産事務所
主任技師 岡本 訓明
事務局 向井 秀
事務局 書記 中元 佑香
書記 大谷 拓也
- 7 傍聴人 なし
- 8 付議事項及び審議結果
 - (1) 議題
 - 第1号議案 区画漁業の免許について（諮問）
 - 【審議結果】

原案どおりで異議はない旨、知事に答申することを決定した。

第2号議案 小型機船底びき網手繰第二種(えびこぎ網)漁業【油谷湾許容海域】
の許可の条件の変更について(協議)

【審議結果】

原案どおりで異議はない旨、山口県農林水産部長に回答することを決定した。

(2) 報告事項

ア 令和6年度響灘における山口・福岡両県漁業者交流会の結果について
事務局から報告を受けた。

9 審議の概要

向井事務局長 定刻より若干早いようですけども、本日出席予定者の方全員お集まりですので、ただ今から令和6年度第2回山口県日本海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は委員定数15名のうち、13名の委員にご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により委員会が成立しておりますことを報告します。

議事に入ります前に、濱本会長からご挨拶をお願いします。

濱本会長 はい、こんにちは。

ご多忙の折、委員の皆様にはご参集いただきありがとうございます。

本日は、今年度2回目の委員会ということで、次第のとおり議事が予定されておりますので、慎重な審議をお願いします。

円滑な議事進行にもご協力をお願い致しまして、はなはだ簡単ですが、挨拶に替えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

向井事務局長 ありがとうございます。

それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、委員会運営規程の規定に基づきまして「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、以降の進行は濱本会長にお願い致します。

濱本会長 議事に先立ち、まずは議事録署名人を指名いたします。

今回は宇都宮委員、佃委員をお願いします。

それでは第1号議案「区画漁業の免許について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 はい、事務局書記の中元です。

お手元の資料の1ページをお開きください。令和6年9月10日付で山口県知事から当海区会長宛に諮問がされています。

説明は水産振興課からお願いします。

水産振興課
吉中主査

水産振興課の吉中と申します。座って説明させていただきます。

お手元の資料の2ページをご覧ください。

まず1番目としまして、区画漁業権の途中免許の作業の流れということで、漁場計画の変更案につきまして、6月14日の当海区漁業調整委員会におきまして諮問をさせていただいて、6月24日付で海区漁場計画の変更について公示をさせてもらっております。

その後、漁協は総会議決をされ、免許申請ということで出てまいりまして、本日、9月24日ですけど、区画漁業の免許について諮問させてもらっております。

で、2として、区画漁業権の申請総括表ということで、今回の免許につきましては、藻類養殖が3件、うに養殖が1件ということで、それぞれの計画に対しまして、藻類養殖は3つの申請、うに養殖は1つの申請ということで、予定通り、藻類養殖は3件、うに養殖は1件、免許をしていきたいと考えております。

で、3ページの方をご覧ください。

免許予定一覧で、今回、区第20号から第23号までということになります。

区第20号等の免許の内容につきましては4ページ以降に記載しておりますので、またご覧いただければと思います。

まず、区第20号につきましては、うに養殖業ということで、山口県漁協さんの方から申請の方がありました。

で、区第21号から区第23号、これにつきましては、それぞれ藻類養殖業ということで、黒井漁協さんの方から免許申請がございました。

適格性等につきまして確認をしておりますが、特に問題等はございません。

本日、免許について承認の方がいただければ、10月1日付で免許の方をすることとしておりますので、につきましては、区画漁業の免許についてご審議のほど、よろしく願いいたします。

濱本会長

ただ今説明がありました、どなたかご意見、ご質問はありますか。

-----質問等なし。-----

濱本会長

第2号議案について、特に異議はない旨の答申をすることによりよろしくございますか。

濱本会長

異議なしと認めます。第1号議案については、特に異議はないと回答します。続いて第2号議案小型機船底びき網手繰第二種（えびこぎ網）漁業【油谷湾許容海域】の許可の条件の変更について、事務局の方から説明をお願いいたします。

中元書記

事務局の中元です。
資料の7ページをお開きください。令和6年9月10日付で山口県農林水産部長から当海区会長宛に協議がされています。
説明は、水産振興課からお願いします。

吉中主査

引き続き、吉中の方から説明をさせていただきます。8ページの方をご覧ください。

小底の2種のえびこぎ網漁業ということで、油谷湾の海域のですね、小底の許可の条件の変更についてということで、協議の方をさせていただければと思います。

まず、1としてですね、経緯なり変更理由等ということで、この油谷湾においてはですね、古くから、この小底2種えびこぎ網漁業が営まれておまして、主幹漁業の1つとして、最盛期には約40隻の漁船が許可を受けて操業していました。

で、現在はですね、許可を受けているのは9隻ということで、で、うち、本格的に動いているのは5隻と、過去に比べると大幅に減少している状況でございます。

令和6年4月16日に油谷湾漁業開発協議会において小底の業者さんの方からですね、この小底の規制緩和、操業禁止期間の解除について要望がなされまして、この油谷湾開発協議会の方で、了承の方をされております。

それを受けてですね、この油谷湾の底びきの操業禁止期間の解除につきまして、山口県漁協長門統括支店の運営委員会及び豊浦郡水産共励会の方で、要望について説明等もした上で了承の方を得られたということで、9ページに付けておりますけど、令和6年9月2日付けで、油谷湾開発協議会の方からですね、山口県知事の方へ要望書が提出されております。

当該要望につきましては、今説明しましたとおり漁業調整上の問題は認められないということと、あと操業隻数についても、過去に比べたら大幅に減少しているということで、資源への影響についても限定的と考えております。

ということで、この小底の漁業者のですね、経営安定及び地域水産

業の発展を図るために、当該漁業の許可の条件を変更することとしたいと考えております。

で、具体的にどういう風に変更するかということで、2として、許可の条件の変更案ということで付けております。

そこに表がありますが、許可の条件に今付しております操業禁止期間、4月16日から30日までとですね、8月14日から28日まで、この部分を解除するという形で変更の方をしたいと考えております。

つきましては、油谷湾の小底の操業禁止期間を解除することについてですね。ご審議の方、よろしく願いいたします。

濱本会長 ただ今、説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

中島副会長 ちょっとよろしいですか。
すいません。油谷湾開発協議会で協議し、了解ということで、今日、会長の濱谷さんが出席されてますけれども、協議会はスムーズに終了したと見ていいんですかね。

濱谷委員 協議会の方で一応は承認されています。了解で。
阿川、栗野の境界があるでしょう、その境界に入らないってことですよね。線を引いてるんですが。その区域内は入らないと。
それ以外のところでの操業はいいんじゃないかっていうことで了承を得ています。

中島副会長 ということは、旧豊北町地先の方は自主的に入らないということですか。はい、分かりました。

濱谷委員 今、地引網もないでしょ。底を混ぜないと、ヘドロが湾内にいっぱい溜まって、車海老を放流しても育たないんですよ。
ヘドロが溜まってるから。だから昔は地引網が曳きよったから、底を混ぜくるから、色んな魚がおったんです。
それが今、底を混ぜないからヘドロが溜まって動かないから、打瀬でも引っ張ったら底を混ぜくるからなんぼかええんじゃないかってことで皆承諾しました。

中島副会長 はい、分かりました。それで、もう1点いいですか。
長門統括支店運営委員会、それから豊浦郡水産共励会で了解を得るという風に書かれてますけれども、私の記憶では、油谷湾で操業する他地区というと、棒受網漁業が確か、昔は入ってたと思うんですよ

ね、夏場でしょうけれども。で、長門統括支店、それから豊浦郡水産共励会以外で萩とか下関、棒受網があると思いますけれども、その辺の了承っていうか、周知はされてるんですかね。

濱谷委員 6月10日から湾内の棒受は操業しています。それから11月30日までは操業できます。前は10月いっぱいまでだったんですね、2、3年前までは。だけど、漁がないから規制緩和っていうことで、11月いっぱいまでやってもええということで、豊北町の棒受網も入ってきます。

中島副会長 それは、豊浦郡の水産共励会の方で了解されているんですよ。他地区はないんですかね。

吉中主査 会長、よろしいでしょうか。後、油谷湾で操業する可能性がある棒受ということで、萩の大島とですね、後は南風泊に棒受さんがいらっしゃいますので、その操業実態等をちょっと確認させてもらっておりまして、で、萩の大島の方は油谷湾での操業実態はないということで、確認をしております。それと、後、南風泊の棒受ですが、角島と一緒にになって時期的に油谷湾の方で操業されることがあるということをお聞きしたんですね。で、実際、操業される方に、この底びきの操業禁止期間、今回撤廃しようと思うちよるけど、いいですかね、大丈夫ですかねっていうことを本人さんに確認をさせてもらったら、それはええことじゃ、解除されても問題ないですっていうことは確認の方はさせてもらっておりますので、長門、豊浦、後、萩大島、下関外海の棒受については、特に操業実態がある棒受については問題はないという風に考えております。

中島副会長 分かりました。じゃあ、大体、漁業調整上の問題はないと判断できる。
はい、分かりました。

濱谷委員 はい、よろしく申し上げます。

濱本会長 他にいいですか。
他にご意見等がなければ、第2号議案について「特に異議はない旨の回答をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長 異議なしと認めます。

第2号議案については「特に異議はない」と回答することとします。
本日の議案は以上となります。
続いて、報告事項に移ります。
報告事項ア「令和6年度響灘における山口・福岡両県漁業者交流会の結果について」
事務局より報告をお願いします。

吉中主査
(書記)

吉中の方から、引き続き事務局の立場として説明させていただきます。座って説明させていただきます。お手元の資料の11ページをご覧ください。

令和6年の響灘における山口、福岡両県漁業者交流会の結果についてということで、まず1つ目、1として漁業者交流会の経緯等ということで書いてありますが、平成8年3月に開催された響灘連調委におきまして、いかつり漁業の覚書締結後の両県漁業者の円満操業を図るということで、福岡県の委員さんの方からですね、こういう漁業者交流会をやったらどうかという提案がありまして、それ以降、毎年開催をしております。で、令和2年から4年にかけてはですね、コロナ禍ということで一時中止にはなりました。

で、この交流会の協議する対象海域なり、漁業種類につきましては、白島周辺及び以北の県境付近海域におけるいか釣り漁業ということになっておりましたが、近年では、いかつり漁業だけでなくですね、その他の漁業ということで、釣りなり、はえ縄、こういったものについても協議の方がなされております。

今年度につきましては、7月23日に開催をしております。

場所は北九州市漁協さんの長浜支所で開催をしております。

で、出席者につきましては、山口県側の方は一本釣り、はえ縄漁業者代表ということで13名、その他県漁協さんと行政の方が出ております。で、福岡県さんの方につきましては、一本釣り漁業者代表19名と福岡県漁連さんと福岡県行政の方が出席をしております。

で、協議結果ということで書いてありますが、基本的には、円満ですね、話し合いが行われております。

両括弧2としまして、福岡県の漁業者さんの方からですね、いかたんぼ流しにおける場所取りの回転灯に関するルールについて確認がありまして、どうも福岡の方はですね、場所取りをしてから回転灯を回すというルールになってるみたいです。

で、沖ノ島周辺なりでですね、操業する場合は、そういったルールに基づいてですね、やって欲しいというような要請の方が福岡側からなされております。

で、本県の方からもですね、基本的にはそのたんぼ流しをやるときは場所を取ってから回転灯を回すという形にしとるよというような回

答は漁業者さんの方からされております。それと、それ以外として、プレジャーボート対策とかですね、夜いか釣りにおけるルールなり、後はぶりTAC等について意見交換がなされています。

報告は以上です。

濱本会長

ただいま説明がありましたが、どなたか質問等ございますか。

森澄委員

ちょっといいですか。

かっこ3番目のプレジャーボートの件ですけど、この辺方が私が監視しよる時は色々問題があったんですけど、地域の一本釣りのルールに沿ってっていうところを基本にやりよったんやけど、なかなか他地区、福岡の方からのプレジャーボートが多いで、なかなか対応が難しいっていうところが問題になっています。私も今後、漁業者とプレジャーが問題になるんじゃないかと思っています。

この辺がよい具合に管理できそうですか。地域のリードで、どねーかできるというような、プレジャーを指導する立場まではならんけど、地域によったら地域のルールに沿ってやってくださいっていうような、そういう意見って出たんですかね。

吉中主査
(書記)

福岡県さん側の方からも、例えば夜焚きをしてる時に、船間を例えば1マイル位取って操業する。漁業者さんじゃあ、そういう取り決めでやっちょるけど、その辺のルールを、やっぱりプレジャーの人がですね、知らない部分があるんで、そういったところはやっぱり周知ができるような体制を今後ちょっと築いていかな、いけんじゃろうというお話は出ておりました。

森澄委員

ちょっと気になるのは、なかなか漁業者のサイドから、プレジャーの代表の誰に言うて良いかいう窓口がね、漁協のようにしっかりしてるのがあればええけど、そこがちょっとなかなか難しいから話が進まんのじゃないかと思う。

この辺は今から問題になってくるんじゃないかなとちょっと不安に思っております。以上です。

濱本会長

他にいいですか。

濱谷委員

ちょっといいですか。はい、これは福岡県だけの問題ではなくて、他所から入って来て漁師してる人間おるでしょ。国からの補助金をもらって。

船を大きくして遊漁専門でやってる船がいます。その船は汐まきあたりでもね、全然ルール守らんのですよ。

夜でも遊漁するでしょ。

僕らが早く行って操業しているでしょう。アンカーを打って操業しているでしょ。彼らはお客を乗せるから遅く出て来ます。日が暮れてから自分等が操業しているところに錨をドボンと落として操業します。

プレジャーボートだけじゃない、他所から入って来た人間はみんな悪いことする。昔からやってる人間はせんけど。

補助金出して他所から連れて来て漁師をさせるのやったら、ルールをきちんと守るように指導してもらわんとやれません。

汐まきあたりでも、人の道具の上を漕いで突っ込んできたりする、わざと。

僕らはあのビシマの長いもの引っ張ってもね、目の前来て止めてしまうので、漕がれません。こっちは避けなければいけないのやから。

県の事業、国の事業、補助金でやらせるんやったら、きちんとルール守れってことです。一本釣りの仲間に入っているけど、ルールが決まってるけど、そういった人間は守らんのやから。

昔から漁師をやってる人間は守っているのに。

水津委員 萩でも一緒。ブリ漕ぎをやっても-----、今、漁船登録はしていてもプレジャーボードみたいのがおるでしょ-----。

濱谷委員 萩の方の人の話も聞いています。川尻の船は本当にマナーが悪いということは皆、無線で聞いています。

水津委員 何隻かいますね。

濱谷委員 やる船は決まってるんじゃないから、地元の若い者はやりません。他所から来た人間ばかり、V型のええ船持って。

それから、水銀灯は3灯と決まっとるけど、表に3つ、表から艫までLEDをつけてからね、電気でもテカテカしとる。

そういったのも県の方で補助金出してやらせるんやったら、きちんとしてもらわないと困るんですよ。

漁師は年寄りが多いからね、資本かけてやれんから、昔のまんまでやっているやろ、それに対して国が補助出して近代化の新しい船でやらせているやろ。

水津委員 それは単協で指導してもらわないと困ります。うちらにはおらんけどね。

濱谷委員 元からやっている船はしないんですよ。そういった人がプレジャー

ボートに交じって迷惑行為をするんですよ。

あの人等は、貰うものは貰うけど、払うものは払わんっていう人間多いから。

特に今無線で聞くのは、川尻の人間の悪口。ちょっとたちが悪いつて。

だから、そういったのを県の方が、新しいのを入れるんやったら、そういった指導からしてもらわんと。

吉中主査 あの、今言われるところ、そういう面があるんだろうと思いますけれども、漁協さんの方でもですね、そういうルールがあると思いますので、まずはしっかり漁協としても指導の方もしていただいて---

濱谷委員 いや、本人に連絡しても全然、聞かんのじゃから。

吉中主査 で、県の方もですね、こういう取り決めがあるとかっていうのがあればですね、何かの機会を通じてですね、こういうトラブルがあるんであれば、こういう取り組みになってますんでしっかり守らなきゃねってというような話はできると思いますんで、それはまた機会を見てですね。

適宜、話の方はそういう機会があればさせてもらいたいと。

濱谷委員 水銀灯を点けた上にLEDを点けているから表から艦まで真っ白になっちゃう。

何灯水銀灯付けちゃうんかという感じ。

中島副会長 遊漁船に対しても委員会指示あったよね。なかったっけ。あれ、委員会指示じゃなくて、自主的なあれか。3個は。

吉中主査 地元がそういう形で守ってるんであればそれに合わせてくださいっていうのは、普通そういう形になると思います。

水津委員 だから、漁船登録した船だったら各単協がね、指導して、それ以外のプレジャーボートは小安協みたいな組織があるので、そういうところは水産事務所が言うて、こうこう、こういう風に決められちゃうから、ちょっとマナーを守ってくれていうことは言って良いと思います。今大体野放し状態じゃから。

濱谷委員 沖に行ったら野放し状態。

水津委員 長門地区だけではなく萩地区でも苦情を聞いています。

やかましく言うと分かったというけど。

濱谷委員

それはその時だけ。

いか釣しとって、近いじゃないかと言うと、どこにおったんかって
反対に文句言われるからね

濱本会長

よございますか。

それでは、以上を持ちまして本日の議題は全て終了しました。他に
何かあります。ようございますか。

それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。慎重なご審議、
ありがとうございました。

(13:46 終了)

上記のとおり令和6年度第2回山口県日本海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその
結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和6年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人